

2016 年度税制改正における自動車関係諸税の抜本的見直しを求める意見書(案)

日本経済は、長らく続いたデフレから真に脱却できるか否かの転換期を迎えており、経済好循環の実現には、地方経済の活性化が必要不可欠である。とりわけ地方において日常の生活の足である自動車の税制を簡素化し、負担を軽減することは、消費税増税に対する生活減税の役割を果たし、地方経済再生の切り札ともなり得るものである。

しかし、私たちの生活必需品である自動車には、複雑かつ過重な税負担、課税根拠が喪失した税の存続や二重課税といった課題が依然として残っている。加えて、車体課税においては、社会保障と税の一体改革にともなう税制抜本改革法第7条に規定された「簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から見直しを行う」に沿って国民生活に対する確実な負担軽減を行なうことが急務となっている。

平成27年4月には、軽自動車税が引き上げられ、平成28年4月からは、軽自動車税の経年車への重課、二輪車の増税が予定されている。更に、平成29年4月には、消費税率が10%に引き上げられる事が予定されており、自動車税及び軽自動車税に、自動車所得税廃止の代替えに他ならない環境性能割の導入が予定されているなど、今後もユーザー負担増大に繋がる方向性が示されている。

2016年度の国内新車販売台数は、500万台を割り込む厳しい見通しが示されており、税制改革が、地方経済を支える自動車産業の衰退を招くことのないようにすべきである。

従って、政府においては、2016年度税制改正に向けて、先般の「社会保障と税の一体改革関連法」に規定された「自動車関係諸税の抜本的見直し」を下記のとおり速やかに実施するよう強く求めます。

記

1. 車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図ること。(自動車取得税の廃止、自動車重量税の負担軽減措置の導入、自動車税・軽自動車税(四輪車・二輪車)の負担軽減措置の導入)
2. 燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図ること。(「当分の間として措置される税率」(旧暫定税率)の廃止、複雑な燃料課税の簡素化、タックス・オン・タックスの解消)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月22日

大分県宇佐市議会

衆議院議長	大島 理森	殿
参議院議長	山崎 正昭	殿
内閣総理大臣	安倍 晋三	殿
内閣官房長官	管 義偉	殿
総務大臣	高市 早苗	殿
財務大臣	麻生 太郎	殿
経済産業大臣	林 幹雄	殿
国土交通大臣	石井 啓一	殿
環境大臣	丸川 珠代	殿